

# 奈良県地域医学リポジトリ設置要項

## (目的)

第1条 奈良県立医科大学（以下、「本学」という。）は、本学を除いた奈良県内の医療関連機関（以下、「県内医療機関」という。）または奈良県内に基盤を持つ医学関連学協会等（以下、「県内医学協会」という。）において作成された学術成果等を、電子的かつ永続的に蓄積・保存し、県内外に無償で公開することにより、県内医療機関及び県内医学協会の学術研究・教育活動の発展に寄与するとともに、社会への貢献を果たすことを支援するため、奈良県地域医学リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）を置く。

## (管理)

第2条 リポジトリは、本学附属図書館に設置し、本学教育支援課医学情報係が保守管理を行う。

## (運用)

第3条 リポジトリの運用に必要な事項は、本学図書委員会の議を経て本学附属図書館長が定める。

## (附則)

この要項は、令和元年11月8日から施行する。